

住宅宿泊事業法が6月15日に施行されます

住宅を活用した宿泊サービス、いわゆる民泊について規定する「住宅宿泊事業法」および「滋賀県住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」が、平成30年6月15日に施行されます。

1 滋賀県における届出状況（平成30年6月1日時点）

（1）住宅宿泊事業の届出を受理した件数

- ・ 8件

（参考）相談件数：54件（上記8件を含む）

（2）届出住宅の内訳

- ・ 大津市4件、高島市3件、近江八幡市1件
- ・ すべて一戸建て住宅
- ・ すべて家主居住型（宿泊客の滞在中、事業者が不在とならない）

2 届出住宅について

県に届出を行った住宅では、6月15日以降、宿泊料を受けて人を宿泊させることができるようになります。

（1）届出住宅には、標識（右図）の掲示が義務付けられます。

（2）届出住宅の届出番号および所在地については、県のホームページで公表します。



3 事業者に対する監督

県は、届出を行った事業者に対して、関係法令および県ガイドラインの順守状況の確認を行います。また宿泊者数等については、2か月に1度、定期報告を徴収します。